平成２４年（フ）第８７８号
名古屋市港区惟信町６丁目９番地の４　メゾンド犬飼101号
債務者　奥村千世美
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４号
三重県津市一身田上津部田1379番地71　ファミーユおおたに202号
債務者　服部　賢也
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５２号
三重県鈴鹿市南玉垣町4929番地
債務者　堂本　末子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６０号
三重県津市海岸町14番14号
債務者　山本　幸彦
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６１号
三重県津市白山町上ノ村317番地１
債務者　柴山　真美
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６２号
三重県鈴鹿市十宮３丁目29番３号
債務者　矢野　良美
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６３号
三重県津市芸濃町雲林院960番地39
債務者　中野タイ子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６４号
三重県鈴鹿市南江島町22番17号　クレアール江島Ａ棟202号室
債務者　桂　　央旭
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６８号
三重県津市藤方1282番地１　ロイヤルフジミズ201
債務者　伊藤　優子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１号
三重県名張市緑が丘西91番地
債務者　荻田　礼子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第３３号
三重県名張市朝日町1114番地１　ロイヤルヨークヴィレッジⅡ2001号、前住所三重県名張市梅が丘南２番町231番地
債務者　鎌倉　　回
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第４６号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番12―501号、従前の住所神戸市須磨区中落合３丁目１番440―805号
債務者　関谷由美子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６１号
神戸市北区有野中町３丁目６―19ロイヤルハイツ202号、住民票上の住所神戸市北区甲栄台３丁目１番25―28号
債務者　柏木　崇志
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４３号
神戸市垂水区本多聞７丁目２番１―222号
債務者　田中　行子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６３号
神戸市兵庫区水木通２丁目２番２―203号
債務者　佐々木義夫
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４号
兵庫県川西市大和東１丁目18番地の７、前住所兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘１丁目21番地５
債務者　西垣　順子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３２号
鳥取県鳥取市面影１丁目38番１―202号コーポＹＡＨＡＴＡ面影Ⅱ―202号、旧住所鳥取県鳥取市吉成91番地16
債務者　玉那覇優輝
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
鳥取地方裁判所民事部